

### 【原告の「準備書面(2)」の要旨】

国の「答弁書」第2（罰金の返還は刑事再審手続で）との主張に対する反論：

→本件原告は、相当の法的論拠をもって免訴再審請求をしたが、裁判所は法律的に認められていないとの理由で棄却した。よって、民法703条の不当利得返還請求権により罰金各2,000円の返還を請求できる。

### 【原告の「準備書面(3)」の要旨】

国の「答弁書」第4（消滅時効の成立・除斥期間による請求権消滅の主張）に対する反論：

→消滅時効期間は、免訴再審請求が法律上認められないとの裁判所の判断が確定した2018年7月18日の翌日から起算される。

→除斥期間20年の経過により権利を消滅させることが著しく正義・公平の理念に反する場合は、除斥期間の適用は制限されるとした最高裁判例があるが、本件はそれらの事案よりもはるかに正義・公平の理念に反する。

## ◆報告集会◆

15時から衆議院第2議員会館で報告集会が行われた。裁判の傍聴ができなかった方々も含めて約60名の方々が集まり、弁護団と原告による第2回口頭弁論の概要説明、および原告の感想が述べられた。

弁護団代表の武内更一弁護士は、傍聴された方々への感謝の言葉とともに、裁判がこちらのペースに進んできているとの報告があった。この裁判は、法廷の中でだけ行われているのではない。駐留米軍は違憲とした伊達判決を破棄するためにこのような不当なやり方で出されたのが砂川最高裁判決である、という事実を社会に知らしめていけば、伊達判決は見事に蘇ると話された。

原告の坂田和子は、この文書が本物かどうか分からないなんて稚拙な反論が被告である国側から出ているとは思わなかった、国の代理人3名も裁判官も、権力者の役割をはたすためにこの裁判に関わっているだけで、そこには正義とか、自分の意志というものはないのだとあらためて実感したとの感想を述べた。

同じく原告の土屋源太郎は、次の第3回の裁判も確定し、裁判が続くので、自分も生きながらえることができる、楽しい場面がまだまだ続く、と笑いを誘った。国は、米国立公文書館に確認すればすぐに分かるものを「信憑性がない」と言ってしまった、正式な公文書でマッカーサー大使のサインもある。再審請求の時と同じように国はドツボに入ってきている。国はこのあと一体どうするんでしょうかね。もっともっと、面白くしていきましょう、と話した。

その後も参加者から多くの質問が出され、意見交換も活発に行われた。和やかな内にも、次回に向けて新たな決意を互いに確認し合って、報告集会を終えた。



写真はいずれも報告集会にて